

## 建設ロボット技術に関する懇談会 設立趣意書 (案)

我が国の国土は、気象、地形、地質等がきわめて厳しい状況下であり、毎年のように水害・土砂災害等の自然災害が発生している。また、十数年おきに噴火等の活発な火山活動に伴う広域的かつ大規模な土砂災害も発生している。これら災害からの復旧活動において、安全を確保しつつ、迅速な施工を実現する有効な手段として、無人化施工技術に代表される建設ロボット技術がある。

また、災害復旧活動のみならず、施工・維持管理に活用して、施工効率の向上、熟練技能者不足の解消、危険・苦渋作業の解消、適確な点検等、将来に向けて建設ロボット技術は幅広く効果を発揮する可能性があると考えられている。

これまで国土交通省では、雲仙普賢岳試験フィールド事業や、総合技術開発プロジェクト「ロボット等によるIT施工システムの開発」等において、大学等研究機関や民間企業との連携により、建設ロボット技術の調査・開発・活用等を進めてきた。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、今後発生が予想される大規模地震等災害に備える機運が高まり、建設ロボット技術の調査・開発・活用等への期待が大きくなっている。

こうした状況に鑑み、建設ロボット技術について、今後の調査・開発・活用の方向性やその実現に向けた方策などを取りまとめることを目的に「建設ロボット技術に関する懇談会」を設置するものである。

## 建設ロボット技術に関する懇談会 規約（案）

（名 称）

第 1 条 本会は、「建設ロボット技術に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）という。

（目 的）

第 2 条 建設ロボット技術について、今後の調査・開発・活用の方向性やその実現に向けた方策などを取りまとめることを目的とする。

（組織等）

第 3 条 懇談会は、座長及び委員をもって組織する。

2 懇談会は、別紙に掲げる有識者及び行政関係の委員で構成する。

3 座長及び委員の任期は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとする。

（座長）

第 4 条 座長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

2 座長は、懇談会の議事の進行に当たる。

3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

4 座長に事故がある時は、事務局の推薦により委員の確認によってその職務を代行する委員を定める。

（情報公開）

第 5 条 懇談会は、公開を原則とする。

（事務局）

第 6 条 懇談会の事務局は、総合政策局公共事業企画調整課に置く。

（雑 則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

## 建設ロボット技術に関する懇談会 委員名簿

## 委員

浅間 一	東京大学大学院 工学系研究科 教授
鈴木 剛	東京電機大学 工学部 情報通信工学科 教授
高橋 弘	東北大学大学院 環境科学研究科 教授
建山 和由	立命館大学 理工学部 環境システム工学科 教授
永谷 圭司	東北大学大学院 工学研究科 准教授
油田 信一	芝浦工業大学 工学部 電気・電子学群（電気工学科） 特任教授
植木 睦央	建設無人化施工協会 会長
岡本 直樹	（一社）日本機械土工協会 技術委員会 委員
北原 成郎	（公社）土木学会 建設用ロボット委員会 土木技術小委員会 委員長
立石 洋二	（社）日本建設業連合会 土木工事技術委員会 専門委員
三浦 久	（社）全国建設機械器具リース業協会 企画広報委員会 委員
見波 潔	（一社）日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長
山崎 豊彦	（一社）建設電気技術協会 企画部長
渡辺 和弘	（独）土木研究所 技術推進本部長

（敬称略、五十音順）

## 行政委員

中村 健一 国土交通省 大臣官房 技術参事官 (総合政策局担当)

越智 繁雄 国土交通省 大臣官房 技術調査課長

安藤 淳 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課長

山田 邦博 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課長

渡 正昭 国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 保全課長

三浦 真紀 国土交通省 道路局 国道・防災課長

石橋 良啓 国土交通省 関東地方整備局 企画部長

(敬称略)